第4章

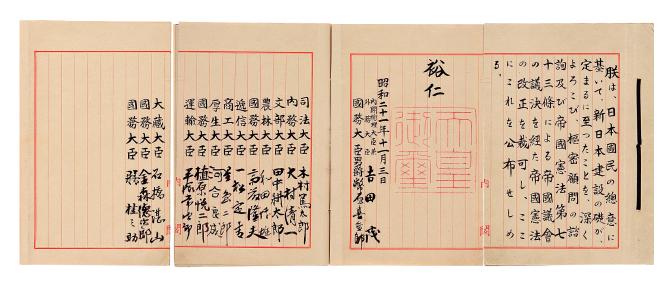
現在の教育の礎

終戦直後の昭和20年(1945) 9月、文部省は民主的・文化的国家建設のための教育の推進に着手しましたが、同時期に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による日本の占領が開始されます。GHQの指令により、軍国主義的および極端な国家主義的思想および教育の払しょくが急速に進められました。加えて、昭和21年3月にGHQの要請によってアメリカ教育使節団が来日し、3月末に日本の民主主義教育や、教育制度の再編成についてまとめた報告書を提出しました。報告書はGHQによって公表され、日本の教育改革の路線とされました。その後、昭和21年5月に文部省がGHQの指導の下で教員向け手引書「新教育方針」を発表し、同年8月には内閣に教育刷新委員会が常置されるなど、改革が進められました。昭和22年3月には教育基本法、学校教育法が公布・施行され、戦後の教育改革の基本が整えられました。学校教育法施行後は、従来の大学に加え、新しい大学設置基準に基づく大学が全国で認可されました。富山大学も、戦後の大学設置基準によって設けられた新制大学のひとつです。

関連年表

年 (西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
昭和20(1945)	10		GHQ、日本教育制度に対する管理政策を 指令
			GHQ、「教員及び教育関係者の調査除外 認可に関する」指令を発令
	11	東京都長官から国吉村の中島庄官氏に学童集団 疎開事業に関する感謝状と記念品が贈呈	
昭和21(1946)	1		「新日本建設ニ関スル詔書」公布
	3		アメリカ教育使節団来日
	4		アメリカ教育使節団報告書発表
			「公立学校官制」公布
	11		「日本国憲法」公布
昭和22(1947)	3		「教育基本法」「学校教育法」公布
	4		「学校教育法」施行。六·三·三·四制実施、 新制中学発足
昭和23(1948)	4		新制大学発足、新制高等学校発足
		県内新制高等学校48校発足(県立41校/市町村 立4校/私立3校)	
	9	高等学校一斉統合により全日制20校、定時制 3 校に再編成	
昭和24(1949)	5	旧制富山高等学校など 5 校統合して、新制富山 大学開学 (4 学部で)	

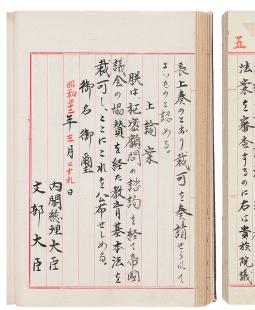
出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)



日本国憲法

昭和21年(1946)11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。天皇を国の象徴とし、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とするとともに、戦争の放棄、三権分立、国権の最高機関としての国会、地方自治の保障などを規定しています。

請求番号:御30168100 国立公文書館所蔵





教育基本法

昭和22年(1947) 3 月31日、教育基本法が公布・施行されました。第二次世界大戦後の教育改革により、教育の根本理念を示し、その基本を確立するために制定された法律です。教育に関する基本法令は、それまで勅令で定められていましたが、以降、教育の重要事項は法律で定められることとなりました。資料は、教育基本法の公布が裁可された際の閣議書です。

なお、教育基本法の前文には「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。」とあり、後段で「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」と書かれています。

請求番号:類03070100 国立公文書館所蔵